

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、患者様の負担軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

（参考）厚生労働省のHPより

～後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について～

<https://www.mhlw.go.jp/seisaku/2012/03/01.html>

医薬品には、一般の薬局・薬店で販売されている「一般用医薬品」と、医療機関で診察を受けたときにお医者さんから処方される「医療用医薬品」があります。さらに、「医療用医薬品」は、先発医薬品と後発医薬品とに分かれていて、後発医薬品はジェネリック医薬品とも呼ばれています。

先発医薬品(新薬)は、医薬品メーカーによって独占的に製造・販売できる特許期間等があります。しかし、その特許期間等が終わると、有効成分や製法等は国民共有の財産となり、厚生労働大臣の承認を得れば、他の医薬品メーカーでも製造・販売することができるようになります。先発医薬品の特許等の期間満了後に販売される医薬品がジェネリック医薬品です。

欧米では、医師が薬を処方する際に、銘柄名を記載するのではなく、**generic name**(一般名、成分名)を処方せんに記載することが多いため「**generics**」(ジェネリック医薬品)と呼ばれており、世界共通の呼称となっています。

先発医薬品(新薬)の開発には、9～17年程度の長い期間と数百億円もの投資が必要といわれておりますが、ジェネリック医薬品の開発には、期間が新薬ほどかからず、費用も少なくすむため、薬の価格も安くなっています。

また医薬品の安定供給に向けた取り組みも実施しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございますが、その時は事前に患者様には十分説明させていただきます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。